

令和5年 第12回

苓北町農業委員会総会会議録

## 令和5年第12回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年12月5日(火)  
午前9時30分から午前10時17分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者  
(農業委員)

1番 林田 道久                      2番 宮崎 志武

3番 田嶋 郁美

5番 荒木 義孝                      6番 瀬形 茂

7番 小野 三幸

4. 本日の欠席委員(1名)              4番 福田 健治

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第49号 農用地利用集積等促進計画(案)の認定について

日程第3. 議案第50号 農用地利用集積計画の認定について

日程第4. 議案第51号 非農地判断について

日程第5. 議案第52号 農地移動適正化あっせん基準の改正について

日程第6. その他事項

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 松井徹也 局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

定刻となりましたので、只今から令和5年第12回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長

皆さん、おはようございます。

今年の夏は残暑がと言っているうちにですね秋の気配を感じることなく冬が参りました。

今まで日本には美しい四季がありよったですけど、四季がなくなつて二季の季節になりつつあるんじゃないかなというような感じさえ思えております。

これもやはり温暖化というとの一つなのかなという気がいたしますけど、あまりにも極端すぎて体がですね、私たちみたいに年を重ねていきますとちょっとついていききらんねというような感じもするところでございます。

委員の皆様はですね、師走に入り大変お忙しい中に本日こうしてご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私たち農業委員は、11月30日に地域計画の概要についての説明を受けたところでございますが、なんといってもこれを進めて行くには、委員の皆様の理解というのが一番重要になってくるんじゃないかなと思っております。一回聞いただけでは深く理解することは私はできなかつたんですよ。天草市の研修の時に一回聞きましたですね。そのためにはやっぱり関係者の皆さんと根気強くお話をしながら進めていく必要があるんじゃないかと思っております。

この事業は農林水産省が令和7年3月31日までに作り上げろということで通達を出しておりますですね。私はちょっと暇な時に考えてみるんですけど、例えば北海道とか広く田んぼが集まっている所をですねモデル事業みたいにして進めてそれなりの成果を見出したならば全国的にぼちぼち進めてというのがいいんじゃないかと思いましたが、このことは、人・農地プランでも扱ってましたですね。ある程度のメリットというのは農林水産省は分かっているから将来の農地を荒れかさないように今必要だと思って判断したのかなっていうようなことを考えたりしております。

なんと言っても、役場の方も担当者ならび課長さんも大変ですね。私たちも協力という形になるんですかね。主になってすることは到底不可能ですね。できませんので、言われたことはですね、できませんということではなくこうして皆さんと力を合わせて協力して行かなくてはならんだろうと腹をくくりました。

いよいよ苓北では特産のレタスの出荷が始まっていますが、円安だけではないんでしょうけど、肥料、飼料、燃料類、関係経費がすべて高騰してなかなか下がってきませんが、今のところレタスもまああの価格で推移しているようなことを聞いておりますけど、生産者の皆さんがですね、ニコニコして最後を終えることができるような期待の持てる価格で進んでもらいたいと思っているところでございます。

少し長くなりましたけれど、あいさつに代えさせていただきます。今日は49号から52号まで議案が提出なされておりますので進めたいと思います。

よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は福田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、6番の瀬形委員さんと1番の林田委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、大津氏を指名致します。

議長

続きまして、日程第2、議案第49号 農用地利用集積等促進計画(案)の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい。2ページをお開きください。日程第2、議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙のとおり苓北町農地利用集積等促進計画書を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められたので附議する。

令和5年12月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になりますが、この総計に関しましては、日程第3、議案第50号との総計となっております。

本議案については、利用権設定の5年未満の再設定が12件、詳細は、田8筆 合計10,767㎡、畑4筆 合計2,637㎡です。明細は4ページから6ページに記載しています。

また、5年以上の再設定が13件ございます。詳細は、田5筆 合計4,865㎡、畑8筆 合計6,572㎡です。明細は7ページから9ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められることのほか、農地中間管理事業の推進に関する法律では、利用権の設定を受ける者などを総合的に農業委員の意見を聞くこととなっておりますので、皆様からのご意見があればお伺いしたいと思います。

なお、農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められることについては要件を満たしていると考えております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

基本的なことで教えてもらってよかですか。

49号の農用地利用集積等促進計画と、50号の農用地利用集積計画の認定なんですけど、49号の方は中間管理機構をとおしての再設定だけになっとですかね。

事務局                    そうです。再設定だけになります。

瀬形委員                新規は今までのものに分かれるということですかね。

事務局                    はい。令和7年3月までは法律を二つ併用するような形で行きます。

瀬形委員                少し紛らわしかですが、分かりました。

議     長                他にございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第49号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第50号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局                    はい、10ページをお開きください。日程第3. 議案第50号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の第1項により認定を求められたので附議する。

令和5年12月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

11ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になりますが、この総計に関しましては、議案第49号との総計となっております。

本議案については、利用権設定の5年以上の新規が54件、詳細は、田28筆 合計37, 129㎡、畑26筆 合計21, 427㎡です。明細は12ページから22ページに記載しています。

また、5年未満の再設定が2件、詳細は、田2筆 合計2, 972㎡、及び5年以上の再設定が31件、詳細は、田23筆 合計27, 945㎡、畑8筆 合計10, 443㎡です。明細は23ページから27ページに記載しています。

いずれも、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

旧法、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第50号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第51号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。28ページをお開きください。日程第4、議案第51号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について附議する。

令和5年12月5日 茶北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、2件の申請がっておりますので、それぞれご審議をお願いします。

29ページ目をお開き下さい。年柄の農地8件について個人申請があったため、令和5年11月27日に田嶋委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては30ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては31ページから35ページに図示しております。場所は、年柄から都呂々狸河内に抜ける町道年柄線、及び上唐津丸線の周辺になります。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

田嶋委員

はい。

議長

田嶋委員。

田嶋委員

11月27日に事務局と現地確認を行ないました。

申請地は何年も耕作されておらず、竹、雑木、雑草などが生い茂り耕作ができない状況でありました。また、申請農地周辺も山林であり効率的に耕作できる場所でもなく、雑木を取り除き耕作できるようにするためにも相当の時間を要し、再生困難であると思われるので、非農地として問題ないことを確認してきましたので報告します。以上です。

議長

これはドローンで確認したの。現場まで行けましたか。

事務局

一部ドローンで確認しました。

議 長

はい。ご苦労様でございました。  
他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

次に、事務局に2件目の説明を求めます。

はい。2件目ですが、36ページ目をお開き下さい。都呂々の農地4件について申請があったため、令和5年11月27日に田嶋委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては37ページに記載をしております。

場所については、38ページ、39ページに図示しておりますが、場所は、旧JAれいほく都呂々支所から都呂々ダム方面へ約1km程上った県道都呂々宮地岳線の左上にある農地になります。以上でございます。

議 長

はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

田嶋委員

はい。

議 長

田嶋委員。

田嶋委員

11月27日に事務局と現地確認を行ないました。

申請地を確認するために現地までの道路も雑木が生い茂り現地までたどり着くことができない農地だったため、事務局がドローンで撮影した写真をもとに確認を行いました。申請地も含め周辺は山林化しており、非農地として問題ないことを確認してきましたので報告します。以上です。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、日程第5. 議案第52号 農地移動適正化あっせん基準の改正についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。40ページをお開きください。日程第5. 議案第52号 農地移動適正化あっせん基準の改正について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行により、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」等が改正されたため、農地移動適正化あっせん基準を別紙のとおり改正したいので附議する。

令和5年12月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

41ページをお開きください。変更前と変更後の新旧対照表を41ページから44ページまでお示ししております。また、改正案のあっせん基準全文につきましては、別紙にお配りをしております。

農地移動適正化あっせん基準についてですが、農業委員会が農地保有の合理化のために行う権利移動のあっせん事業については、昭和45年1月12日付け農林事務次官依命通知の「農地移動適正化あっせん事業実施要領」で定められています。

この実施要領の中で、農業委員会は農業振興地域整備計画に即して農用地等の権利を取得させるべき者の要件、あっせんの順位、順位の定め方などを記した「農地移動適正化あっせん基準」を予め定めて、都道府県知事の認定を受けるものとする規定されています。

本町におきましては、昭和54年9月27日に制定されまして、その後、改正を重ねております。今回の改正の趣旨ですが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行により、この「農地移動適正化あっせん事業実施要領」等が改正されたため見直しが必要となり、あっせん基準の一部を改正するものです。

前回、令和4年5月26日の一部改正においては、2020年農林業センサスの結果、及び本町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定を受けて、基準面積や規模拡大目標面積等の見直しがされておりますが、今回の改正は、41ページから44ページについて新旧対照表にあるように、右側が変更前、左側が変更後となります。変更部分にアンダーラインを引いており、今回の一部改正は農地移動適正化あっせん事業実施要領の改正に伴い文言の変更のみとなっております。

主な変更内容としては、権利取得者は、認定農業者、認定就農者に優先してあっせんするもの、また、令和7年3月末までに各市町村が策定する地域計画に関連する内容の変更となっております。

説明は以上となりますが、本基準に関しては、町と農協、及び土地改良区に意見聴取を行っており、意義のない旨の回答をいただいております。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第52号は提案どおり承認することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農業者年金の加入推進状況について

2. 懇親会について

次回、令和6年第1回総会は、令和6年1月9日（火）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和5年第12回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時17分

会 長

署名委員

署名委員